

議案第13号

平成15年度庄内南部地区合併協議会補正予算(第2号)

歳入

(単位:千円)

科目	補正前の額	補正額	計	補正の内訳
負担金	27,324	-	27,324	
県交付金	5,000	-	5,000	
繰越金	3,151	900	4,051	繰越金
雑収入	1	-	1	
合計	35,476	900	36,376	

歳出

(単位:千円)

科目	補正前の額	補正額	計	補正の内訳
報酬	3,346	-	3,346	
共済費	504	-	504	
賃金	4,000	-	4,000	
報償費	2,300	-	2,300	
旅費	4,419	-	4,419	
需用費	9,997	-	9,997	
役務費	288	-	288	
委託料	6,940	900	7,840	例規整備委託料
使用料及び賃借料	3,182	-	3,182	
備品購入費	500	-	500	
合計	35,476	900	36,376	

# 庄内南部地区合併に伴う条例・規則等の整備について

## 1 対象とする例規の範囲

整備の対象とする例規の範囲は、次に掲げる例規全般とし、新市の体制に対応できるように見直しを行い、制定するものとします。

- 1) 条例、規則 2) 訓令(規程) 3) 要綱、要領(事務処理マニュアル的なものを除く。)

合併後の例規件数は上記1)～3)あわせて1,000～1,100本程度と想定します。

参考 庄内南部地区 例規の現状(15年2月時点)

鶴岡市例規集	3910頁	512件
藤島町	2568	432
羽黒町	2834	443
櫛引町	2940	417
三川町	3352	234
朝日村	3414	413
温海町	3488	511
消防組合	389	64
処理組合	74	37
月山水道	358	63
	23327頁	3126件

## 2 条例、規則等の施行区分

新設合併の場合、新市発足とともに構成市町村の条例規則等はすべて効力を失い、新市において新たに条例、規則等を制定し施行させることとなります。

### 1) 合併と同時に即時制定し施行させるもの(即時施行)

市政執行上空白期間の許されないもので、市長職務執行者が専決処分あるいは職権により制定し施行させる。

例:法定により制定が必要なもの。新市の組織、職員の勤務条件、公の施設に関するもの。市民の権利利益の保護・義務の賦課に関するものなど。

### 2) 合併後、漸次制定し施行させることとするもの(漸次施行)

市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの。

例:市長の政策判断に係るもの。議案提出権が長にない条例、各行政委員会の規則。

訓令、告示であって、合併時に制定し施行させることが困難なものなど。

### 3) やむを得ず一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの(暫定施行)

新市の条例、規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域(旧市町村の区域)に施行されてきた条例、規則を新市の条例、規則として引き続き施行させる。

例:旧市町村において制度に差異があり新市発足時まで調整が困難なものなど。

### 3 例規整備の作業手順

1000を超える例規を限られた期間内で施行させなければならないことから、作業の一部を法制執務に精通している民間業者に委託して行うこととしたい。

ステップ1 例規一覧表の作成(協議会作成)



ステップ2 例規の分類・検討・整理(協議会作成)



ステップ3 例規原案作成調書の作成(協議会作成)



ステップ4 例規原案作成のための統一要領の作成(協議会作成)



ステップ5 ステップ3の原案作成調書をもとに第1次原案の作成(委託)

第1次原案の検討審査(協議会)

第2次原案の作成(委託)

第2次原案の検討審査(協議会)



ステップ6 例規原案の確定・仮例規集の作成

### 4 例規整備の作業フロー

作業終了の目処は、合併協議会で合併の期限として設定した「平成17年3月」を踏まえ、平成16年12月とします。[別表]

### 5 委託料

委託業者においては、

例規原案作成調書の確認      統一要領作成の支援      原案作成

浄書・校正      仮例規集の印刷      原案のデータ化

が主な業務となります。

委託料は約250万円と見込まれます。

15年度予算では約90万円、16年度では160万円となります。

[別表] 作業フロー

